ち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）」、「（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー）」及び「（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段のうち、その他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）」の項目に該当しないエクスポージャーの額を記載する。

14～18　（略）

（付表２）オフ・バランス取引等項目の信用リスク・アセット残高内訳表

（単位：百万円）

項目	掛目（%）	当期末			前期末		
		信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後
		簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額	簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額
（略）							
13　証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	0～100						
14　上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—						
合計	—						

（記載上の注意）

１～３　（略）

（付表３）　（略）

第11～第14　（略）

14～18　（略）

（付表２）オフ・バランス取引等項目の信用リスク・アセット残高内訳表

（単位：百万円）

項目	掛目（%）	当期末			前期末		
		信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後
		簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額	簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額
（略）							
13　証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	0						
14　上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100						
合計	—						

（記載上の注意）

１～３　（略）

（付表３）　（略）

第11～第14　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年三月三十一日から施行する。ただし、第二十五条第三項、別表第四、別紙様式第六号㈠第10及び第11並びに別紙様式第七号㈠第10の改正規定は、公布の日から施行する。

第二条　この省令による改正後の農業協同組合法施行規則別表第四、別紙様式第六号㈠第10及び第11並びに別紙様式第七号㈠第10の規定は、令和二年一月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する事業年度に係る書類のうち平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができる。